

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 中小企業者への支援

令和2年5月
千葉県商工労働部

千葉県中小企業再建支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大きく減少している県内に主たる事業所を有する中小企業（個人事業主含む）の皆様に対して、最大40万円を支給します。

〈受付期間〉 令和2年5月7日（木）～令和2年8月31日（月）

〈専用ポータルサイト〉

（URL）<https://www.chiba-shienkin.com>



〈問い合わせ先〉 千葉県中小企業再建支援金相談センター

☎ 0570-04-4894

《6月まで》 午前9時～午後6時（土日祝含む）

《7月から》 午前9時～午後5時（土日祝除く）

※対象要件や提出書類等については、専用ポータルサイトに掲載されている申請要領で御確認ください。 【支援金担当課：経済政策課】

新型コロナウイルス感染症に対する支援策の相談先

- ◆ 県制度融資など融資に関する相談
千葉県商工労働部経営支援課 ☎ 043-223-2707
- ◆ 経営に関する相談
チャレンジ企業支援センター ☎ 043-299-2907
- ◆ 雇用調整助成金に関する相談
千葉労働局職業対策課事業所給付係 ☎ 043-221-4393

※本内容は令和2年5月8日時点のものです。最新の情報は千葉県HPでご確認ください。